

知って
おきたい

暮らしてお金のいろは

第4回

Q 先日、父親が亡くなりました。保険金の受取人は母親なのですが、母は3年前から認知症です。長男の私が保険金の手続きをすることは可能でしょうか？
(40代 男性)

A 認知症など判断能力が不十分な人が保険金受取人の場合、成年後見制度の手続きをしなければ、保険金の手続きはできません。

認知症や知的障害者、また判断能力が不十分と思われる高齢者などの財産を守り、保護・支援するための公的な制度が「成年後見制度」です。

成年後見制度には、次の2種類があります。

【法定後見】 本人の判断能力が不十分な方について、親族などが家庭裁判所に選任を申し立てる方法。

【任意後見】 本人の判断能力があるうちに、財産管理などの契約を公証役場で公正証書しておく方法。

法定後見の場合、家庭裁判所に後見開始の申し立てをしてから後見人に選任されるまで、3〜10カ月ほどかかることがあります。

相談者のように、すでに保険金受取人が認知症であったり、高齢に伴って徐々に判断能力がまいになってきていたりする場合は、速やかに受取人変更や後見制度を活用することをお勧めします。まずは信頼できる専門家に相談してみると良いでしょう。

このような場合も
ご相談ください!



マンション経営をしている父が倒れて入院。父の代わりに管理をしたい。



知的障害を持つわが子のために、自分たちが亡くなった後も子供の生活や財産管理を任せたい。

2013年10月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される場合がありますので、ご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご相談ください。

協力 募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

大森健一さんプロフィール 独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属

AFP・住宅ローンアドバイザー資格者 資格を活用しセミナー講師・個別相談等を実施

(募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997-1 ☎0120・123065)